

## 議案第1号

令和8年度富津市学校教育の指針を定めることについて

令和8年度富津市学校教育の指針を別紙のとおり定めることについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第1号の規定により、議決を求める。

令和8年3月25日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

## 提案理由

富津市教育施策に掲げる「心身共に健康で確かな学力を身に付けた、ふるさとの未来を託せる児童生徒」の育成を目指し、教育力の高い学校づくりのため、令和8年度富津市学校教育の指針を定めるものである。

富津を愛し、富津の未来を託せる児童・生徒の育成

『富津市教育施策』より

## 令和 8 年度 富津市学校教育の指針 (案)

### 【本年度の重点】

『授業』でカエル! 『あいさつ』でつながる!

富津の教育

### 【『授業』でカエル】

子どもたちが学校で過ごす時間の大半は「授業」です。

だから、「授業」で子どもたちをよりよく変えていきます。

学力向上はもちろん、体力向上、生徒指導、学級経営、児童理解、不登校支援もすべて「授業」で行います。

日々の授業改善の積み重ねにより、「授業」が変わります。「授業」が変われば子どもたちが変わります。「授業」でカエル!で、子どもを、クラスを、学校をよりよく変えていきましょう。

### 【『あいさつ』でつながる】

「あいさつ」はコミュニケーションの第一歩であり、人と人の気持ちを温かくつなぐものです。そして、子どもたちの社会性の育成に「あいさつ」は欠かすことができません。

「あいさつ」を交わすことで、学級、学校の雰囲気は心地よいものとなります。それが地域に広がれば、富津市全体の活性化を図ることができます。

子どもたちの「あいさつ」で「あったかふっつ」を実現させましょう。

は、R8 から加えた事項（案）です。

## 1. 心豊かでたくましい児童・生徒の育成

### (1) 「あいさつ」からはじまる豊かな心を育む教育の推進

- 「あいさつ」の輪を学級・学校・地域に広げる取組を通じた社会性の育成
- 自他ともに人権を尊重し互いに認め合う学級経営の充実
- 多様な人と関わることによる道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

### (2) 富津市の未来に関心をもてる児童・生徒の育成

- 「ふつつ検定」等をいかした、郷土の自然や歴史・文化・産業などに関する学習や研修の充実
- 地域の特色や産業等のポテンシャルをいかしたキャリア教育の推進
- 「子ども議会」を通じた社会参画意識の醸成

### (3) 体力の向上と健康教育の推進

- 児童生徒と教師が体力・運動技能の課題を把握し、向上につなげる取組の推進
- 基本的な生活習慣の確立と食育の充実による健康づくり（肥満予防・フッ化物洗口等によるう歯予防）の推進

## 2. 確かな学力を身につけた児童・生徒の育成

### (1) 授業改善の推進（授業でカエル）

- 「目標（身につけさせたい資質能力・引き出したい子どもの姿）」と「手立て」を明確にした授業
- 精選された指示・発問による児童生徒の学習活動量が確保された授業
- 富津版授業チェックリスト（仮称・作成中）等を活用した授業改善サイクルの確立（『授業準備』と『振り返り』の日常化・質の向上）

### (2) 多様な課題に対応した教育活動の推進

- 音読や視写等を取り入れ量を確保することによる読む力と書く力の育成
- 本に親しむ読書活動の推進と読書環境の充実
- 家庭と連携した学習習慣・読書習慣の確立
- ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- 富津版ネットモラルの活用による、デジタル社会に適切に関わる力の育成

- 「プログラミング教育」の充実による、情報活用能力・論理的思考力の育成

### (3) 特別支援教育の充実

- 特別支援学級の授業の充実
- 個々の教育的ニーズに応じた支援・合理的配慮に基づいた教育活動の推進
- 校内体制の充実と関係機関との連携強化

## 3. 児童・生徒の成長を支える教育力の高い学校づくり

### (1) 教職員の資質の向上と健康で明るい職場環境づくりの推進

- 授業力の向上に焦点を当てた研修の充実
- 校務の効率化と児童・生徒と向き合う時間の確保
- 健康で明るい職場づくりとサービスの遵守

### (2) 安全・安心な学校づくりの推進

- 安全教育の推進による、自らの命を守る力と互いに助け合う力の育成
- 不登校支援やいじめ対応の組織体制づくりの推進
- 清潔で安全・安心な学習環境の整備

### (3) 地域とともにある学校づくりの推進

- 「あいさつ」の輪を広げることによる、地域のつながりの促進
- 学校の課題解決のためのコミュニティースクールの積極的活用

人と人が温かくつながり、  
生涯にわたり学び、健康で活躍できるまち  
『富津市教育大綱』基本理念

## 議案第2号

### 富津市スポーツ・レクリエーション推進員の委嘱について

富津市スポーツ・レクリエーション推進員として次の者を委嘱したいので、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第12号の規定により議決を求める。

氏名	生年月日
成戸 武	昭和29年10月22日
石井 康弘	昭和38年7月13日
工藤 和美	昭和31年12月15日
森 千枝子	昭和29年9月22日
目崎 寿哉	昭和35年8月26日
萱野 孝一	昭和26年7月25日
醍醐 辰夫	昭和27年1月8日
島貫 健光	昭和32年10月1日
河口 優美子	昭和24年7月12日
伊藤 裕子	昭和35年7月21日
山口 訓代	昭和36年6月1日
岩野 一郎	昭和31年1月12日
吉本 充	昭和31年12月8日
渡辺 早苗	昭和42年5月2日
東 喜久男	昭和30年1月5日
芳賀 弘樹	昭和30年8月24日

(任期:令和8年4月1日～令和10年3月31日)

令和8年3月25日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

### 提案理由

富津市スポーツ・レクリエーション推進員の任期満了に伴い、上記16名から再任の承諾を得たことから、富津市スポーツ・レクリエーション推進員に関する規則第4条の規定により、新たに委嘱するものである。

なお、任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。

## 議案第 3 号

### 富津市文化財審議会委員の委嘱について

富津市文化財審議会委員として次の者を委嘱したいので、富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 12 号の規定により議決を求める。

氏 名	生年月日	専 門
杉山 林繼	昭和 15 年 1 月 21 日	考古学
鈴木 順一	昭和 25 年 5 月 15 日	歴史一般
高梨 正	昭和 25 年 3 月 25 日	地学・歴史一般
筑紫 敏夫	昭和 30 年 12 月 23 日	近世史・古文書
濱名 徳順	昭和 32 年 9 月 8 日	仏教美術・中世史
高橋 克	昭和 32 年 6 月 17 日	民俗学
笹生 衛	昭和 36 年 3 月 18 日	考古学
小澤 洋	昭和 34 年 7 月 23 日	考古学

（任期：令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）

令和 8 年 3 月 25 日提出

富津市教育委員会  
教育長 山下 秋一郎

### 提案理由

富津市文化財審議会委員の任期満了に伴い、上記 8 名から再任の承諾を得たことから、富津市文化財の保護に関する条例（昭和 46 年富津市条例第 60 号）第 25 条の規定により、新たに委嘱するものである。

なお、任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

## 議案第4号

### 富津市文化財第12次指定について

富津市に所在する別紙物件を富津市指定文化財に指定したいので、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第17号の規定により議決を求める。

令和8年3月25日提出

富津市教育委員会  
教育長 山下 秋一郎

## 提案理由

富津市文化財の保護に関する条例第4条第3号の規定により、令和8年1月30日付で富津市文化財審議会へ諮問し、指定を可とする旨答申を受けたので、市指定文化財に指定するものである。

- 1 名称 かんのんぼさつゆげざぞう 観音菩薩遊戯坐像 いったい 一軀  
 所在地 富津市竹岡 4452  
 所有者 宗教法人三柱神社  
 区分 有形文化財 彫刻  
 指定基準 本市域の仏像彫刻として、また中世の歴史的資料として貴重なもの
- 2 名称 じゅうにしんしょうりゅうぞう 十二神将立像 じゅうにたい 十二軀  
 所在地 富津市湊 220  
 所有者 宗教法人東明寺  
 区分 有形文化財 彫刻  
 指定基準 本市域の仏像彫刻として、また中世の歴史的資料として貴重なもの
- 3 名称 じぞうぼさつりゅうぞう 地藏菩薩立像 いったい 一軀  
 所在地 富津市湊 220  
 所有者 宗教法人東明寺  
 区分 有形文化財 彫刻  
 指定基準 本市域の仏像彫刻として、また中世の歴史的資料として貴重なもの
- 4 名称 にょらいぎょうりゅうぞう 如来形立像 いったい 一軀  
 所在地 富津市湊 220  
 所有者 宗教法人東明寺  
 区分 有形文化財 彫刻  
 指定基準 本市域の仏像彫刻として、また中世の歴史的資料として貴重なもの